平成22年度第2回金沢市景観審議会

日時　平成23年3月24日（木）　午後2時～午後4時

場所　金沢市役所7階　全員協議会室

1.開会

2.局長あいさつ

3.会長あいさつ

4.議事

【審議事項】

（1）景観重要建造物の指定について

（水野会長）　早速、議事に入りたいと思います。説明方よろしくお願いします。

（事務局）　文化財保護課の中村です。よろしくお願いいたします。去る2月10日に開催されました保存建物部会において審議されました、景観重要建造物の指定候補についてご説明をいたします。

（以下パワーポイント併用）

指定候補は、金沢市湯涌荒屋町35番地1、金沢湯涌江戸村地内にあります、「旧多賀家表門・仲間部屋・土塀」です。

まず初めに、景観重要建造物についてご説明をさせていただきます。景観重要建造物とは、景観法に基づきます指定制度で、景観計画に定められた指定の方針に即しまして、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を指定することとしております。

本市の景観計画におきましては、指定の方針としまして「地域にとって良好な景観形成上、重要な存在であると認められ、公共の場所から容易に見ることができる建造物」とし、地域の自然、歴史、生活文化等からみて、その特徴が景観として現れている象徴的な建造物で、概ね昭和20年以前の伝統的建造物を指定することとしております。

また、指定にあたりましては、基準との適合性、建造物の維持保存の状況等を調査・確認し、歴史文化、建築史、景観等に関連する各分野の専門家や金沢市景観審議会および保

存建物部会等の意見を聞き、指定の妥当性を検証することとしております。

指定候補であります、「旧多賀家表門・仲間部屋・土塀」は湯涌荒屋町地内の金沢湯涌江戸村正面入口に建っております。

金沢湯涌江戸村は旧江戸村にありました指定文化財建造物等を移築・保存し、江戸生活文化の集積、情報発信の場として整備するとともに、湯涌温泉街や他の施設との連携を通じて、魅力ある歴史文化ゾーンを形成することを目的に、平成 12 年度から金沢市が事業を進めており、昨年 9 月から一般公開をされております。

もともと多賀家表門があった位置についてですが、多賀家は藩政時代におきまして人持組 5000 石の上級武士の家柄でありました。

これは江戸時代後期の絵図ですが、黄色く塗った範囲が多賀家の屋敷になります。現在の兼六元町にあたります。本日の指定候補は、この屋敷跡の正面に残っていた物件です。この場所から昭和 51 年に旧壇風苑に移築されました。それをさらに平成 22 年に再度現在地に移築したものです。

これは平面図ですが、表門を中心にして向かって左側に仲間部屋、さらに土塀が続きまして、門の右手には土塀が続く平面になります。

これは表門の立面図です。向かって左手に脇門が付いております。さらに右手には袖板塀が付いております。

大戸の板には桟を鉄鋲で打ち、竪框、中帯には乳金物が付いているという外観になっております。

これは表門の断面図です。表門は一間薬医門と呼ばれる形式の門です。門の棟が扉の付いております本柱の筋から後方に少しずれた位置に立ち上がっているのが特徴となるものです。門自体の本柱は戸室石の礎石の上に立っておりまして、その上に冠木を載せております。さらに控柱がありまして、後ろに桁がありまして、その上に梁を渡して直接軒桁を受けます。さらにその上に棟木と野母屋がありまして、それに垂木をかけ、野地板を葺い

て桟瓦が葺かれているという構造になります。

これは仲間部屋の正面の立面図です。仲間部屋は表門の正面向かって左手に門とほぼ屋根を接するような形で建っております木造平屋建て、切妻造、桟瓦葺きの建物です。武家屋敷であった当事、仲間が門番をするために使用していた部屋です。

この建物になります。基礎となる基部を戸室石の切石積としまして、隅柱は表しになっています。外壁は土塗壁です。

次に妻側です。ここが門の立っている筋になりますが、門から道路側については板庇の下に無双窓が付いています。敷地側については出入口となります土間の後ろに板戸の引き違いが入っています。妻面に明かり取りの窓があります。あと、柱や梁、束などは表しの状態となっております。

これが正面から見た門です。本来ここに無双窓が付いているのですが、これは江戸村施設の受付棟として活用している関係上、現在、無双窓は取り外しまして、ガラスの引き違い戸を暫定的に入れております。

これは敷地側で、踏み込みの土間の奥に引き違いの板戸が入っているという状況になります。

土塀ですが、先ほど来申し上げているように、門、仲間部屋の向かって左右両側に連なって造られています。表側の石積につきましては、戸室石の切石積です。その上に伝統的な版築工法で土塀を築き、屋根を瓦葺きとしております。なお、敷地側の石積につきましては、常願寺川産の石積としております。

以上、ご説明しました旧多賀家表門・仲間部屋は、詳細調査に基づきまして移築された建築物で、復元された土塀と一体をなす景観は、文化財建造物を集積・展示する金沢湯涌江戸村の正門として歴史的雰囲気を感じさせ、地区の良好な景観形成に大きく寄与しているといえます。よって、旧多賀家表門・仲間部屋・土塀は景観重要建造物として指定する

十分な価値を有しているものと考えています。
　簡単でございますが、説明を以上で終わります。

（水野会長）　ありがとうございます。この旧多賀家の表門・仲間部屋・土塀につきましては、保存建物部会で審議されたものでございます。部会長である竺委員の方から、何か補足などがございましたらお願いします。

（竺委員）　ここに書いてある説明で十分だと思いますが、非常に復元も正確であります。もう一つは、このような人持組クラスの上級武士のものはこれしかないわけで、ほかにないので、そういう意味でもこれは重要な建造物だと思いますので、この指定にふさわしいと思っております。簡単ですが、以上です。

（水野会長）　はい、ありがとうございます。ただ今の事務局および竺委員からの説明に関して、何かご質問やご意見はございましょうか。はい、どうぞ。

（宇佐美委員）　建物のことではないのですが。説明の２行目に、多賀家のあったところは現兼六元町になっていますが、大手町にはなりませんか。先ほど江戸時代の図が出ていましたが。そこも兼六元町ですか。大通りを隔てて下側が兼六元町だと思うのですが、上は大手町ではないかという気がしますが。

（事務局）　すみません、失礼しました。確認します。

（水野会長）　それでは、ご確認願います。そのほか、何かございますか。
　ちょっと私から、今の仲間部屋の前に白い看板みたいなものがあって、右の方にもう一つ看板があるのですが、二つも看板が要るのですか。ああいうものをどう見せるかということが景観上大事ではないかと思うのですが。写真を見ると、この白いものですね。右の方にもう一つあるのです。

（事務局）　左右２カ所の看板ということですね。

（水野会長）　これは二つとも要るのでしょうか。

（事務局）　歴史建造物整備課でございます。向かって右側の看板は、写真上は白いカバーがかかっておりますが、それをめくりますと「金沢湯涌江戸村」という場所を明示する看板がまずございます。左側につきましてはガラスのケースの中に、例えば中で行われるイベントであったり、周辺施設の案内といったものを掲示するスペースということで、正面にはどうしてもそういった機能が必要だということでありますので、配置につきましては、土屋敦夫村長にもご相談の上、設置をさせていただいた次第でございます。機能上、必要なものを必要最小限ということで配慮したつもりではございます。

（水野会長）　はい。そのほかにございましょうか。

（黒川委員）　先ほどの暫定のガラス戸というのは、ずっと暫定なのですか。

（水野会長）　受付のところですか。

（黒川委員）　受付のところ。

（事務局）　先ほどご説明しました無双窓については、一応取り外して保管しておりまして、復元は可能なのですが、機能上どうしても、無双窓ですと受付ができないということで、そういう形をとらせていただいています。

（黒川委員）　保存をしておいて、当分は、ということですか。

（事務局）　はい。

（黒川委員）　分かりました。

（水野会長）　ほかに何かございますか。
特にご意見もないようですが、多賀家表門・仲間部屋・土塀を景観重要建造物として指

定することに、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声多数）

（水野会長）　それでは、事務局案のとおり答申することといたします。

今日の審議事項はそれだけでございまして、あとは報告事項が三つ、(2) (3) (4) と書いてございます。まず「太陽光パネル設置における景観配慮施策について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

【報告事項】

(2) 太陽光パネル設置における景観配慮施策について

（事務局）　景観政策課の水口でございます。報告事項として、「太陽光パネル設置における景観配慮施策について」ということで、説明させていただきます。

説明の前に、お配りしている資料の中に機械の不具合で文字が飛んでいるところが 2～3 見受けられます。この関連につきましては後日再送付、または差し替えということで適切な対応を考えたいと思いますので、今日につきましてはご容赦願いたいと考えております。

内容につきましてはパワーポイントに網羅されておりますので、そちらの方でご覧いただきたいと考えております。

（以下パワーポイント併用）

昨今の太陽光パネル設置の普及に対して、景観に及ぼす影響が大きいという中で、景観に配慮します太陽光パネル設置のあり方の検討ということで、検討委員会を平成 21 年から開催しております。これは学識の方、事業者の方という形で検討を行ってまいりまして、昨年 10 月 27 日の景観審議会でも提言についてお示ししているところですが、今月 3 月 3 日、あらためて提言をまとめまして金沢市に提言をしていただいているという状況です。

一方、景観審議会、景観計画を考えますところの景観誘導といった中で、景観計画に基づく景観形成基準のきめ細かな設定をもう一度考え直そうという動きもありまして、こういった検討の作業が今年度の初めごろから進んでおります。昨年 10 月 27 日の景観審議会の中でも一部報告はしておりますが、その中で、11 月 30 日、いわゆる規制・誘導区域（案）

の設定の検討、建物部会においては修景方策の検討ということで、修景方策のあり方という部分と、実際に区域としてどういった誘導を行っていくのかといったことについて計画部会、建物部会が連携をとって検討を進めてまいりました。昨日、計画部会では、景観形成基準の素案を提示させていただいている中で現在、継続審議という状況にあります。

景観形成基準を今後検討していく中で、次年度に入れば、景観形成基準について実際の運営にあたるためのパブリックコメントなり事業者説明会をもちまして、このフローの最後の方にありますが、景観審議会で決定いただき、できれば今年度 23 年度中から開始したいと考えております。

一方で、検討の中では家並み景観が非常に大事だという指摘がありましたので、ここではあらためて調査をかけて、そういった中でのあり方というものも調査の中で行っていきますし、反映も考えていきたいと考えております。

先ほどご説明しました「景観に配慮した太陽光パネル設置のあり方」という提言が 3 月 3 日に行われていますが、この関係についてご報告します。

景観に配慮した太陽光パネル設置検討委員会の中で提言されたことですが、1 番目として、景観誘導の必要性ということで、「早急に太陽光パネルの設置に関する具体的な基準を定め、景観誘導を開始すべきである」というように提言しております。

2 番目、根拠付け・実効性確保ということで、「太陽光パネルの設置にあたり届出を求めるとともに、景観に配慮された太陽光パネル設置に上乗せ補助を行うことで実効性のある誘導を実施すべきである」。

3 番目、家並み景観等の保全ということで、「黒瓦の家並みやまちなみ景観等の価値を啓発するとともに、金沢らしい景観の保全策を検討すべきである」。

4 番、課題に関する検討の継続ということで、「太陽光パネルは技術進歩が速いので、今後とも産学連携で検討を継続すべきである」。

ということで提言をいただいております。まさしく計画部会、または建物部会で検討する流れに沿った形での提言が今なされているということです。

太陽光発電設備設置に係る景観形成基準（素案）ということで、計画部会検討、建物部会での検討を総合しまして、現在計画部会の方で審議されたところですが、その内容につ

いてご報告いたします。

景観形成基準作成にあたっての考え方です。

1 番目に、規制誘導区域の考え方を整理しています。区域区分としましては、大きな図面の方に、金沢市の景観計画の区域区分の考え方についての重層性が端的に出ていますので、若干説明させていただきます。

図面の中で下の方にあります赤で囲った部分、ちょうど全体の市域の中で景観計画区域というように定めている中で、景観の誘導につきましては、そのベースの中で濃淡をつけています。例えば伝統環境保存区域、近代都市景観創出区域といった中での濃淡をつけています。この景観計画の上乗せという形で金沢市の独自条例がありまして、例えば、こまちなみ保存区域、寺社風景保存区域、斜面緑地保存区域といった形で、重層性の中でベースになる景観計画をさらに上乗せするような形の基準構成になっています。さらに上位計画でありますところの例えば風致地区、地区計画といったものが、それにまた上乗せされるという中で、重層性の中で景観誘導が図られる構成になっています。

そういった中で、景観計画としてはどのような区域区分設定を行えばいいのかという中では、現行の素案づくりの中では、伝統環境保存区域、伝統環境保存区域を除く景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域およびその他の区域ということで、大きく 3 区分で素案を作成するという作業になっております。

図面の方では、ちょうどお城を中心として色が塗られておりますが、これはいわゆる景観形成区域と呼ばれている部分です。こういった中での規制・誘導を行っていくということなのですが、例えば設置禁止エリアを設定する必要のあるエリアについては、各法令等の基準等の上乗せといった中で検討したいという基本的な考え方を持っているということです。

具体的に上乗せで設置禁止を検討する区域としては、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域の二つを想定したいと考えています。

①伝統的建造物群保存地区（文化財保護法、伝建条例）は、景観条例の対象外という区分をなされています。この中での建築行為については、伝建条例の許可に依存していることから、許可基準に照らして設置禁止が必要であるかどうかといったものが出てこようか

と考えています。

②こまちなみ保存区域は、こまちなみ保存条例ということで金沢市の独自条例でございます。これにつきましても、こまちなみ保存委員会がありますので、必要ならば、その審議を経て規制すべき場合は、景観計画に反映させるという基本的な方向の中で今後検討を行っていきたいと考えています。

図面の黒丸で表示されているところの重伝建地区。これに新たに伝建地区として卯辰山または重伝建としての先例といったものが今後出てくると考えられますが、現在は二つの重伝建、そして卯辰が伝建という形になっています。

それと、図面の中で山吹色になっていますが、こまちなみ保存区域が 10 カ所あります。この中でもそういったものを考えていく、必要ならばということで設置禁止を考えていくことになります。

それでは、どういった形で景観誘導または太陽パネルを配置していくのかといったことですが、建物部会でどういった修景方策、つまり、パネルを据えるにしても、どういった方法で据えれば景観として大きな影響がないか、誘導項目から抽出を行いました。

主な誘導項目としては、①、例えば一般的な住宅であるところの勾配屋根では、屋根と一体的に見える形態が望ましい、陸屋根であれば建物から突出しない形態が景観としては望ましい、③として、パネルの色彩としては黒または濃紺、もしくは屋根材と同色で反射の少ないものではないだろうかということで、事務局側の提案をさせていただいています。後に説明しますが、パネルの色彩の関係については、審議の中で若干修正を今行っているところです。

こういった中で、伝統環境保存区域では誘導の基準は強い表現になるということを想定しています。

誘導のイメージです。建築物に設置する場合、共通事項としましては、公共の空間から望見できない個所に設置するよう努力する。パネルは反射が少なく、パネルの模様が目立たないものを採用する。

②としましては、建築物の最上部を超えないようにしてはどうかということを考えています。それから、最上部ではなく中間の部分を飛び出すものを押さえるためには、陸屋根

に設置する場合、設置面周囲のパラペットの高さ以下とするか、目隠しを行ってはどうかという表現になっています。

③形態としましては、勾配屋根に設置する場合は、屋根と一体、または一体的に見える形態とし、突出しない、つまり、なじんだ形にしてくださいと。外壁に設置する場合は、外壁との調和に配慮し、奇抜な形態とならないようにしましょうと。

⑤色彩ですが、黒または濃紺、もしくは「屋根材と同色」とありますが、これは少し修正の部分もありますが、このような形で提案させていただいています。外壁に設置する場合は、外壁と調和した色彩とする。

写真は、ある建物の上部の方にアンテナが載った形ですが、窓、またはガラス面というような形で、あまり奇抜な景観になっていないような事例です。

地上に設置する場合、右上の写真は、その他区域で昨年設置の事例ですが、真ん中の写真、ちょうど歩道側から見ますとごつごつした、いわゆる鉄骨が見える状況になっています。こういったものはなるべく植栽で目隠しをお願いしたいと。色彩はなるべく黒または濃紺が適当だろうということです。

こういったものを受けまして、それを基準として表現することになります。

非常に細かくて分かりにくいパワーポイントになっていますが、お手元の資料では最後の方に付いておりますが、表現として今までのイメージをすべて網羅したものを素案として計画部会の方で提案させていただきました。なお、表現が正確を期するあまり、まわりくどくなっている、または色彩の関係については表現としては、このようにした方がいいのではないかというような指導も受けまして、現在、この素案をもっとブラッシュアップしまして、次回またお伝えできるぐらいまでいけたらということで、事務局の方で今、詰めている次第です。

以上で説明を終わります。

（水野会長）　はい、ありがとうございました。

太陽光パネルにつきましては、平成21年度から森委員長を委員長とする検討委員会が学

識経験者と業界を含めて立ち上がって検討してきたところでございます。そしてまた、本審議会の計画部会と建物部会でも検討を重ねてきているようです。今日は森委員長がご欠席ですが、計画部会長の川上委員の方から何か追加でご説明があればお願いいたします。

（川上委員）　内容等については今、事務局からご報告したとおりなのですが、社会全体としては、積極的に太陽光パネルの設置を奨励・推進するという中で、景観的な配慮の中で金沢市としてのあり方を検討してまいりました。基本的には、先ほど提言があったように、一定の条件の下にすべきだということで、景観関係としては3段階の区域区分をした上で、それぞれグレードを付けた規制をやっていく、その上でプラス、伝統的建造物保存地区などについては基本的に禁止する方向で進んでいます。

色については、先ほど事務局から説明があったとおりですが、「屋根材と同色」というところについては、少し景観的な色彩的な面から問題が発生する懸念があるということで、基本的には削除する、「目立たない」という表現に変更する方向でこれから検討を進める予定です。

いずれにしろ、眺望景観で、俯瞰形で屋根の見えるような重要な地点については、来年度調査を含めて行い、俯瞰形の眺望点を決めて、新たな規制をさらに加えていくという予定です。

いずれにしろ、太陽光パネルの技術革新も非常に激しいので、必要に応じて見直しなり変更をすることになるのではないかという予定で進めています。以上です。

（水野会長）　これは報告事項ですが、一応皆さんのご意見、ご質問等をお伺いしたいと思います。はい、どうぞ。

（瀬戸委員）　質問なのですが。太陽パネルに関しては話されているのですが、よく分からないのですが、風力発電もありますし、小型風力もこれから出てくるのではないかと私は思っています。ただ、そういうものについてはまだ話されていないのではないかと思っているのですが、その辺のところはいかがなのでしょうか。

（事務局）　お答えいたします。今ご指摘の風力発電の関係につきましては、現在の景観形成基準の中の建築物（設備等）の中で、いわゆる建築物の屋上にはそういうものを設置

しないと明言されていています。現在ではそういう整理になっております。

（水野会長）　はい、どうぞ。

（山岸委員）　前の部会のときにお話しすればよかったのですが、私も今気が付いて。「太陽光パネル設置」というものと、3 ページの「太陽光発電設備」という言葉と二つありますが、これはそれぞれ違うのですか。

（事務局）　申し訳ございません。本来、条例化、または規則の中で言葉の定義が入ってくるとすれば、「太陽光発電設備」という表現になろうかと思います。ただし、先発で出発しました検討委員会の名称に「太陽光パネル」とありましたので、現在それが輻輳している状態にありますが、「設備」ということでの統一を今後図ってまいります。

（山岸委員）　設備でも同じことですか。

（事務局）　同じことです。

（山岸委員）　そうすると、これは統一しなくてもいいのですか。

（事務局）　今後、言葉の使い方としては統一してまいります。

（水野会長）　ほかにございますか。はい、どうぞ。

（黒川委員）　私の家も太陽光発電を付けているのですが、多分議論されたと思うのですが、パラペットの高さを超えないというところは、結構厳しいのですね。どこから見て超えないかというならば、斜線制限のようなもので、ある程度超えても、太陽エネルギーの効率からいえば角度がとれますからいいのですね。私は景観から言えば逆のようなことを申し上げますが、どこから見て超えなければいいのではないかというような議論はなかったのでしょうか。

（川上委員）　特段、高さについては議論がありませんでした。だから、現在の基本的な考え方の基準の案では、もしパラペットを超えるようであれば、新たに目隠しを検討する必要があると。ただ、俯瞰形で上から見るような場合については、また今後検討がされると思います。

（水野会長）　よろしいですか。

（黒川委員）　はい。本当は上からが一番問題なのですが。

（竺委員）　やはり俯瞰景が一番問題だと思います。パラペットの高さはあまり関係なく、また違ってくるのではないかという気がするのですが。規制が厳しくなるということで。

（水野会長）　光の反射については何かあるのですか。反射でまぶしいという意見があって、それは勾配屋根に付けてしまうとどこかで反射してくるということが起こるわけですが。

（川上委員）　それについても、議論はあったのですが、特に基準の中で設けるまでには至っていないです。反射が少なくパネルの模様が目立たないものを採用ということで、今後、運用の中で検討していくことになると思います。

（水野会長）　京都などでは反射をだいぶ問題にしていたように聞いておりましたが。

（川上委員）　具体的な基準はありましたか。

（事務局）　いや、ないと思いますが。メーカーのヒアリングを行った中では、どうしても上面に強化ガラスを載せなければいけない、それを例えばざらざらにして反射が少ないものにすると熱変換効率が落ちると。そのジレンマの中で、苦情等がありますので努力をされているというようには聞いておりますが、強化ガラスが載るという意味では反射はどうしても避けられない部分があるかと。

（水野会長）　その辺も技術の革新の範囲ですね。あと、温水器、太陽光の集熱機はいかがですか。

（事務局）　この審議会の中では話題として提示させていただかなかったのですが、実は建物部会でも計画部会でも、太陽光発電設備のほかに、いわゆるソーラーシステム、太陽光の熱を利用しましょうという物件が屋根の上に載る形になりますので、この中では、そういったものに類するものという中での基準づくりといったものが、この機にできないかという提案はさせていただいております。いずれにしましても、これは今後の検討の部分に入ってきます。

（水野会長）　ほかに何かご意見はございますでしょうか。これからの検討の中に参考意見として取り入れていただくという意味もありますし。

特にご意見もないようですが、それでは、この配慮施策については進めていただきまして、次年度、具体的な区域や基準などについて審議したいと思います。

それでは続きまして、年度後半の報告について、一括して事務局の方からご説明をお願いいたします。

（3）専門部会での審議等について

用水みちすじ部会

（事務局）　それでは、資料番号3番でございます。報告事項といたしまして「専門部会での審議等について」ということで、まずはじめに用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。私は景観政策課の杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（以下パワーポイント併用）

今年度の用水みちすじ部会は3回開催しております。この中で審議案計が5件、報告案件が6件ありました。

審議案件の一つであります、国道159号橋場地区無電柱化および道路拡幅工事について、報告をさせていただきます。

事業主体は国道交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所交通対策課でございます。

対象地は橋場町地内で、右の図にありますようにこちらが橋場の交差点です。下の方に裁判所がありまして、大手町交差点から橋場町交差点までの 280m の道路修景整備についての審議でございました。対象区域としましては、伝統環境調和区域の中の景趣調和区域で、事業年度は平成 21～25 年度です。現況は、車道、歩道ともにアスファルト舗装です。

景観条例では、地区別に景観形成方針を定めております。細かい内容は割愛させていただきますが、当該地区は伝統環境調和区域の中の橋場町～賢坂辻地区ということで、基本方針、景観特性、背景となる景観・地区内からの眺望というものをうたっておりまして、これらを加味した上での審議をしております。

こちらが現況写真です。左の方が起点、大手町交差点から橋場の方を望んだ写真、右の方は橋場の方から大手町を望んだ写真です。

この路線には、景観構成要素としまして、このような古建築、これは市指定の建造物ですが、それから板塀の建物。

そのほかには、大きなコウヤマキという木があります。現在は行政の所管になっておりますので指定は解除されておりますが、元は保存樹に指定されておりました。
それから、石積の上にお宅が建っているような状況の家屋も見られます。

それから惣構が近くに流れておりまして、当該区域のもう少し下流では数年前に見学所が整備されたところです。
それから、枯木橋。近くにこういった景観の構成要素があります。

整備をする上で「景の趣」というものを定めておりますが、「歴史的で落ち着いた趣が感じられる街並み景観の保全形成」という思想の下で整備をしていくという考えです。
工事の概要としましては、まずは無電柱化を行います。それから、車道はアスファルト舗装、歩道舗装につきましては透水性平板ブロック、それからブラウン色の照明灯が設置

されます。

こちらは計画平面図で、長いので二つに割っておりますが、大手町の交差点から進んでいきまして、橋場の交差点ということです。青い丸で囲んであるところが、交差点部に車道照明が設置されるところです。

こちらが標準断面図になりますが、現道の幅員が約 15.7m ということで、今回新しく整備をするわけですが、片側 2 車線の車道をとった上で歩道として 4m を確保するといった計画になります。従いまして、両側 3m 強の拡幅ということになります。

コウヤマキにつきましては、現在、民地に入っているような状況ですが、今回の拡幅によりまして、歩道の真ん中にくるような位置関係になります。ですが、このコウヤマキは残すということで、歩道の中に縁石を置きまして、植栽帯として残していくという考えです。

先ほど写真でお示しした石積のお宅なのですが、階段が拡幅用地に入ってくるような状況になってきますので、こういったものも手当をしなければいけないのですが、スライドのイメージパースの形で階段を横向きに設置するという計画です。
階段の側面につきましては、こちらと同じ石積を施工するということで、踏み石については、既存の踏み石を再利用した形で整備を行うという計画です。

こちらは整備イメージということで、平板ブロックの赤御影調、灰桜色の平板ブロックで施工します。

この計画を受けまして、用水みちすじ部会として答申をしております。
一つ目ですが、石川門下からの連続性に配慮して、街路樹の植栽を検討ということがありました。今回の計画では当初、沿線には景観構成要素が多くあるということで、植栽はしない計画での諮問をしたわけですが、やはり殺風景な場所もありますし、交差点なども含めて、連続的に同じピッチで植栽をするということではないとしても、殺風景なところ、交差点を中心として街路樹の植栽について検討してほしいといった答申をしております。

二つ目につきましては､やはりセットバックをしなければいけない建物が出てきますが、そのセットバック用地にかかる植栽、民地の植栽ではありますが、こういったものについても保存や移植により積極的に修景に活用するように検討してくださいということで、答申をしております。

以上で、国道 159 号の無電柱化および道路拡幅工事の審議内容の報告を終わります。

斜面緑地保全部会

（事務局）　続きまして、斜面緑地保全部会の報告をさせていただきます。お手元の資料の、A3 判の 2～3 枚目になります。スライドと合わせて説明させていただきます。

（以下パワーポイント併用）

平成 22 年度の斜面緑地保全部会は、1 回開催しております。その中で報告案件が 4 件ありました。報告案件ではありましたが、その中の幾つかについて紹介をさせていただきます。

まず、民有林再生支援事業というものです。事業主体は金沢市森林再生課です。

民有林再生支援事業とは、森林の公益的機能の維持・回復を図るために、民有林の再生整備に支援、補助金を出すといった事業です。

三つに分かれておりまして、民有人工林の整備事業。人工林を新しく作ると。それから民有天然林の整備事業。これは老齢広葉樹および竹林の伐採といったものも対象となります。それから三つ目ですが、伐採木の搬出路の開設事業。こういった三つの項目について助成する事業です。

今回は、民有天然林整備事業として竹林の伐採をした案件を 2 件紹介させていただきます。

事例報告の一つ目としまして、対象地は大桑町地内、こちらに山側環状が走っておりまして、大桑町地内に家電量販店が建っている、その山側のところです。

昨年度に伐採をしたものですが、内容としましては竹林の伐採、1 万 600㎡、1 万 5500

本の竹を伐採し、天然林の再生を促すといった事業です。

これが伐採前の状況ということで、遠景と近景を並べておりますが、非常に過密な状態で光環境が悪いということで、下層植生がほとんど育たないということがあります。こういった竹林を伐採することで森林環境を改善していくという狙いの事業です。

これが作業状況です。伐採、集積。こちらの大桑町地内の案件につきましては、現地で集積をしてそこに整然と並べるということでした。

こちらが伐採後の状況で、モウソウチクをすべて伐採するということです。こういったことで光環境が改善され、自然植生の回復を期待していくというものです。

こちらは伐採後の近景ですが、こういった形で集積をして、既存の竹以外の樹木は残しながら、竹だけを伐採していくといったものです。

続きまして、事例報告の2番目としまして、今度は対象地は御所町ということで、こちらに星稜高校、星稜中学校がありまして、山側環状がこちらにあります。星稜高校、星稜中学の背にある山側の尾根の部分で、面積としましては9000㎡あります。9000本あまりのモウソウチクを伐採したということです。

この場所は、八ツ塚山古墳群がある場所です。地元の方いわく、昔はこの場所にマツタケや薪を取りに多くの人が訪れるということで、地域住民にも非常に親しまれていたようですが、現在は竹林が拡大して荒地となっています。地元の町会では、この場所を気軽に散策できるように里山を復活させるという目的で、行ったものです。

八ツ塚山古墳群についてということで、こちらの絵は、1989年に八ツ塚山古墳群で試掘調査を行っているのですが、それの現地で説明会を開催したときの資料の抜粋です。八つの塚があるというもので、特に真ん中の4号墳ですが、非常に大きな前方後円墳があります。全長としては50m、後円部の径は35m、高さ6mと非常に大きなもので、北加賀で現存する唯一の前方後円墳だそうです。こういった古墳群の林を伐採して、住民に親しみを持

ってもらいたいという狙いも地元の方ではあったようです。葬られた首長は道君（みちのきみ)、奈良時代の加賀郡の郡司が葬られているという説があるそうです。

少し離れたところから、この竹林を伐採することによってどのような影響があるかということも確認しなければならないということで、地元の方に確認しましたところ、桜丘高校の周辺なのですが、ここからかろうじて伐採したところが見えるだろうということで、教えていただいたところから撮影した写真です。

ここの部分が伐採箇所として、表れてくるだろうということでしたので、外から見る伐採の影響はないという判断をしております。

こちらは伐採前、伐採後の写真ですが、やはり非常に過密な状態で下層植生はほとんどないような状態でした。これをこういった形で伐採をするということです。

こちらも同じく着工前、伐採後の写真ですが、現地の植生は、大きな樹木は把握しておりまして、こういったものは残して竹だけを伐採するということでした。

作業状況ですが、伐採をして集積をして、こちらの現場の方は地元の方も手伝って、チップ化をして散布するという形をとっております。

斜面緑地保全部会では、これは報告でしたので特に答申というものはないのですが、いくつか意見が出ております。

一つ目ですが、竹林伐採後の植生を予測するという目的もあり、下層植生がほとんどないと言いながらも、少しはあるのでその林床調査を行った方が良いという意見をいただいております。

それから、当該地における本来の植生の再生を目指すのは当たり前ですが、苗木の植栽についても今後検討していけば良いというようなご意見もいただいております。

以上が民有林再生支援事業の報告でございます。

それから、もう一つだけ報告をさせていただきます。次のページをめくっていただきまして、天神町急傾斜地崩壊対策事業というものです。

場所は、こちらに小立野通りが走っておりまして、大学病院があります。それから小立野トンネル、美大がこちらにありまして、小立野トンネルの方から天神坂を下る坂がありまして、天神町の通りの背にある法面の部分、この急傾斜地の崩壊対策工事についての報告でした。

こちらにつきましては、石川県の方で別途検討委員会を立ち上げておりまして、その検討結果を斜面緑地保全部会に報告いただいたものです。

「五人扶持の松」周辺の斜面対策検討委員会を県の方で立ち上げられております。「五人扶持の松」という名前が出てきましたが、斜面の崩壊対策で法面保護をしたいわけですが、その上に「五人扶持の松」という由緒あるマツが一本あります。このマツを保全しながら、法面も保全するための検討委員会でした。合計3回の検討委員会をしているのですが、事業概要と現地確認をした上で工法を検討して、工法を決定したというものです。

これが名簿で、学識経験者と地区代表と行政機関からなる検討委員会です。斜面緑地保全部会からも、川村部会長と古池委員が参入しております。

こちらが天神町急傾斜地崩壊対策事業の概要です。ちょっと位置関係が分かりにくいと思いますが、こちらが天神町の方から下って来る天神坂で、天神町の通り。大学病院が法の上にあって、上の方に小立野通りがあるような位置関係です。黒い着色のところにつきましては、昭和56年までに法面対策が終わっている部分です。青いところにつきましては、平成18年から現在まで施工中です。こちらの部分につきましては、過去に斜面緑地保全部会で諮問しておりまして、当該地の植生を再生させるという工法の下で了承されております。今回の検討委員会の範囲はこの白地の部分で、その法面保護のあり方について検討したというものです。

こちらが遠景です。手前に天神町の通りがありまして、大学病院があり、この奥に小立野通りがあります。

標準断面図です。がけ高、斜面高が30mほどあるのですが、想定される崩壊としては、

礫が中抜けする、あるいは崩壊土層が積もっているといったことです。

植生の状況です。当該地周辺はモウソウチク林、大学病院側はつる植物群落ということです。

こちらは未対策の部分ですが、周辺には法肩付近にマツの木がある、それから斜面に下るための中腹の階段があったり、祠があったりするような状況でした。

その中で幾つかの検討を行っております。大きなマツですので 10 t くらいあると言われていますが、この 10 t の重さで斜面が崩壊するかしないかという検討をしております。安定計算をして、結論的にはこのマツの重さによって斜面が滑ることはないという結果を得ております。

それから、排水工の検討もしなければいけないということで、斜面の上に平地があるのですが、その平地に降った水が斜面にだらだらと流れてくるのは、斜面の保全上よろしくないということで、排水工を検討しなければならない。しかしながら、法肩付近には生垣もありますのでU字溝等は設置できないということで、斜面の部分をコンクリートでシールしまして、その部分で排水を受け持つという検討もなされております。

それから、「竹林の再生について」とありますが、これは「植生の復活について」ということです。これについては、隣接する工区で施工した 1 年後の写真がこの写真で、1 年後あるいは 2 年後には、法枠と言われるものも見えなくなってくるといったことも確認しております。

最後に、大切なマツの根系分布調査というものを行っておりまして、ある程度根の範囲を把握しております。

こういったことを踏まえて、対策工の基本方針を立てております。

マツの根が分布していない斜面につきましては、吹付法枠工、鉄筋補強土工というもので対策を実施する。

どういったものかといいますと、よく山手へ行けば見られますが、吹付法枠工とはこういったものです。

こういった鋼製のフレームを置きまして、この部分にモルタルを吹き付ける、窓の部分については草が生えるための基材を吹き付けるわけです。草が生える基材を吹き付けるのですが、この材料につきましては、現地の基面生成をしたときの土砂をそのまま肥料を混ぜて吹き付けるということで、将来的には現地の植生が復活するといった工法で計画しております。

それからもう一つ、鉄筋補強土工という話がありましたが、法枠の頂点のところに鉄筋を挿入して、斜面に縫い付けるようなものです。

それから、マツの根が分布するところはどうするのだということで結論を出しているのですが、これにつきましては、マツの根がここまであるというところについては、既設の対応としまして、法尻部に待受の擁壁が既に造られています。面積が非常に小さいので、これだけの土砂が仮に落ちたとしても待受の方で捕捉できるということで、こちらの方については直接的な法面対策工事は行わず、法尻部の既設対策で捕捉するという結論を出しております。

ちなみに、法尻部分の既設対策工はこういうもので、落石防護柵あるいは待受式擁壁といわれるものです。こういったもので捕捉をしていくということです。

以上が天神町急傾斜地崩壊対策事業の報告でございました。

建物部会

（事務局）　引き続きまして、建物部会の報告をさせていただきます。建物部会担当の景観政策課、新保と申します。よろしくお願いいたします。

（以下パワーポイント併用）

平成 22 年度下期としまして、建物部会で審議してきた内容をご報告いたします。

今年度10月以降の建物部会の開催は7回です。うち、太陽光パネルに特化した審議が1回開催されました。審議・報告した案件は延べで近代的都市景観創出区域内が3件、伝統環境調和区域内が1件、伝統環境保存区域内が5件、その他の区域が2件ありました。下期の合計は延べ11件ありました。

今年度、建物部会の全開催回数は13回で、審議・報告した案件は延べで近代的都市景観創出区域内が4件、伝統環境調和区域内が1件、伝統環境保存区域内が14件、その他の区域が6件、合計25件ありました。本日は、下期に審議してきた案件を区域別にこのスクリーンを使ってダイジェストでご報告いたします。

初めに、伝統環境保存区域における案件についてご報告いたします。

下石引町地内の金沢医療センター放射線治療棟等建替整備計画についてご説明いたします。

計画建物は地上3階地下1階建て、高さ17.59mの放射線治療棟の建替および自走式立体駐車場の建築計画です。計画地は斜面緑地保全区域にも重なる区域であり、屋根や外壁の色彩基準が設けられています。しかし、区域指定前に建設された既存建築物の外壁の色彩が基準に適合しておらず、今回の計画建物について、既存建物に合わせた方がよいか、計画部分を色彩基準に適合させた方がよいか、その判断について諮問するため、また、重要文化的景観選定区域内で兼六園に隣接するという場所性も考慮して、当部会に諮りました。これまで2回の審議を重ね、了承されております。この案件については、周辺からの見え方を中心に審議してきました。

これは卯辰山見晴らし台から見た現況写真です。矢印の部分に計画されています。既存、中病棟が5階建てで、それより2層低くなるので、ほとんど見えません。このように周辺からの見え方を調査した結果、兼六園下から上り込んできた、この位置からの見え方を中心に審議し、外壁色に関しては既存色に合わせると相当なボリュームとなって見えてしまうので、斜面緑地の色彩基準内の濃い茶色とし、勾配屋根部分の色彩に関しては、当初、

既存棟に合わせた銅板葺の緑青色とするよう、要望しました。その結果、銅板葺自体はコスト面から難しく、ガルバリウム鋼板とし、極力既存棟屋根の緑青色に合わせた色とし、施工業者決定後、採用する色見本を再度確認する方向で了承されました。

次に、伝統環境調和区域における案件についてご報告いたします。

尾張町2丁目地内の共同住宅新築計画についてご説明いたします。

計画建物は地上8階建て、高さ26.75mの共同住宅です。高度地区の高さ基準内ではありますが、重要文化的景観選定区域内における、特に重要な要素のある尾張町界隈での初めての中高層建築物の新築計画であるため、その場所性を考慮して、当部会に諮りました。

これは、当初示された立面計画です。共同住宅として標準的な外観をしています。計画地は国道159号線の幹線道路に面するものの、こまちなみ保存区域、伝統環境保存区域に隣接し、沿道に残る低層の町家との調和から低層部の連続性や威圧感、圧迫感軽減のため、形態や外壁の色彩・素材による分節化などの工夫について協議し、また、建物上部をすっきりとした形状とし、ファインフロアのような金属素材についても落ち着きの感じられる素材の採用について協議してきました。

また、建物背面に設置される外部階段についても、背後のこまちなみ保存区域や伝統環境保存区域からの見え方へも配慮し、建物との一体性について協議してきました。

これが修正された立面計画です。低層部3層までは濃い色彩を採用し、中高層部は威圧感や圧迫感を軽減するため、グラデーションで多少明るめの色彩としました。

また、ぎらつきのあったファインフロアのような金属素材をガラス素材へ変更し、正面には障子をモチーフとしたアルミルーバーを採用しました。

カーテンウォールのガラス部分には和紙調フィルムを張り、見え方を和らげました。さらに、1 階部分には木目調の枠を付けた小庇を設けたり、縦格子を採用し、ヒューマンス

ケールに配慮する計画としました。

また、背面の外部階段にもこのように目隠し縦格子を採用し、周辺からの見え方に配慮しました。

このように修正された立面計画として審議し、当部会としては立面計画上、開口部や外壁目地を上下階でそろえるよう、要望しました。また、外構計画については、石張のアプローチや竹で統一した植栽計画となっており、一定の配慮がなされていたので、石張以外の路面仕上げについても単なる黒アスファルトとならないよう、要望しました。その結果、すべて要望どおり配慮いただいております。

最後に、その他の区域における案件についてご報告いたします。

末町地内の大学学生寮新築計画についてご説明いたします。

計画建物は地上5階建て、高さ15mの寄宿舎です。高度地区の高さ基準ではありますが、隣接する企業局末浄水場園地が国の名勝に指定されてから周辺で建築される初めてのケースとなるため、当部会に諮りました。これまで2回の審議を重ね、了承されております。

これが1回目の審議時に示された全体シミュレーションです。末浄水場との関係が見て分かります。

これは、前面道路側から見た外観パースです。当部会としては、屋根および外壁の色彩に関し、室外機の目隠し用アルミパンチングメタルも含め、もう少しアンダーな方向になるよう、特に寮室の境壁は明度7程度となるよう、要望しました。その結果、2回目の審議においてはサンプルの提示があり、このようにタイル部分は彩度を抑えたものとし、寮室の境壁の明度は7.5に抑え、素材感も当初のつやのある吹付タイルから左官仕上げのものに変更し、そのほかの外壁部分に関しても明度は変わらないものの、素材感を見直して配慮していただきました。

そのほかに外部に設置されるキュービクルや受水槽についても、当初は末浄水場側に配置されていたものを建物側へ配置変更していただき、さらに目隠しルーバーを設置する計

画に変更していただいております。

なお、フェンスなどの外構計画における色彩に関しては、統一するよう、要望しております。その結果については、現在、施主および設計者において要望に沿うよう協議中ということです。

これらのほかに、斜面緑地保全区域内における住宅新築計画や太陽光パネル設置にかかる景観誘導の具体的な修景方策案などについても審議してきております。

また、今回の報告にもありましたように、今年度に入り、重要文化的景観選定区域内における大規模な建築計画が出始めており、現在策定中の重要文化的景観整備計画の中で景観計画や高度地区などとの整合を図り、景観誘導の根拠となるガイドラインなどの作成に早急に対応するよう、当部会として市に要望しております。

このように、さまざまな区域において、いろいろな角度から慎重な審議を重ねております。本日はその概要についてご報告させていただきました。以上で、建物部会からの報告を終わります。

（水野会長）　ありがとうございました。ただ今、三つの部会からご報告がございました。一つ一つの部会について、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、用水みちすじ部会につきまして、黒川委員の方から、補足説明がございましたらお願いします。

（黒川委員）　途中でご説明がありましたが、塀の中に優れた緑地があり、これが拡幅によってかなり減少するだろうということで、当初、国土交通省の方も道路植栽はしないということだったのですが、部会としては、今までの雰囲気を守るためには積極的に植栽する方向が望ましいのではないかと要望しまして、検討するということになっています。地権者の方たちにも、やはりこの地域の雰囲気を損なわないようにご協力をお願いすることになっています。

ほかに対する質問があるのですが、よろしいですか。各部会が終わってからにしますか。

（水野会長）　一つずついきましょう。

（黒川委員）　そうですね。ありがとうございます。

（水野会長）　ただ今の国道 159 の件につきまして、いかがでございましょうか。拡幅が終わるのはいつごろなのですか。

（事務局）　事業年度は平成 25 年度までの予定をしております。

（竺委員）　道路拡幅、街路のファサードのところはあまり変化しないのですか。

（黒川委員）　既に拡幅を想定して新しく施工したものもあります。一応あの界隈のレベルを維持されているファサードだと思います。板塀などがあるようなお宅の場合はそのままで後退するのでしたね。

（事務局）　こちらに板塀がありますが、後退する形になります。ただ、形態については補償の中での話になってくるのですが、国土交通省の方でも可能な限り復元に近い形でお願いをしてもらいますし、必要とあらば金沢市も一緒にお願いに行くような形にもなろうかと思います。ただ、あくまで個人の補償の中でという話はございます。

（水野会長）　はい。この図面の真ん中に歩道舗装整備イメージというパースがありますが、これには街路樹が一本も書いていないのですが。

（事務局）　はい。この形で諮問をしたということでございまして、今、国交省の方では植栽計画について検討していただいております。

（黒川委員）　委員会では持ち帰って検討させてほしいというところで終わっているのです。われわれとしてはぜひお願いしますというところで終わっています。

（水野会長）　はい。以上でございますが、何かございますか。それでは、用水みちすじ部会はよろしいですね。

次に、斜面緑地保存部会の方で、民有林の再生支援事業と「五人扶持の松」の対策事業

と二つございますが、川村委員の方から、何か補足説明がございましたらお願いします。

（川村委員）　川村でございます。今年度、川上先生から引き継いだわけで、川上先生からもいろいろとお話があったと思いますが、金沢市の市街地はかなり河岸段丘や小丘など非常に斜面が多いところです。そのような意味からすると、斜面緑地はここの景観という問題として、非常に重要かと思っているのですが、一方では斜面というものは市民の安心・安全という問題であったり、生物の多様性というところからもかなり大事な話なので、緑地保全の方ではそういう観点からずっと検討しているということでございます。

1 点目、最近地権者の方や所有者の方の世代が変わったり、あるいは高齢化で自分の土地、斜面の植生の管理をあまりされないという問題があります。例えば 1 番目は竹林の問題だったのですが、これはかなり固有種や在来種を駆逐していくようで、これを何とかできないだろうかという意味で竹林の伐採ということが出てきたわけです。竹林そのものが景観とどのようにかかわるかということもいろいろ議論のあるところですが、いわゆる固有種、在来種を保存していくという問題や、決して竹林が植生している斜面は安定ではない、安全ではないということで、できるだけ竹林を伐採して、新たな固有種を再生させるということでいこうではないかというのが 1 点目です。

2 点目は、これはかなり厄介な問題だったのですが、県のいわゆる急傾斜地の崩壊対策事業の問題で、昭和 52 年からずっと事業をしていたのですが、ちょうどたまたま斜面の肩のところに「五人扶持の松」がありまして、この大きなマツの根が斜面の方に出てくるということもあり、天神町の住民の方々の安心・安全を守るためには斜面にきちんと対策をしなければいけないのですが、その対策というものがいわゆるマツの生育を阻害するのではないかということで、所有者の北陸大学が相当心配をされて、大切なマツと下の住民の方々の安心・安全の取り合いの話が出てきたわけです。両方ともきちんと大事にしなければいけないということもあり、専門家の方にも見てもらいまして、北陸大学にも納得をいただいて、それで今の斜面の対策工が行えるということで、宝町の方々も、下の天神町の方々もそこで納得をしていただいたというような状況であります。

専門的には斜面の安定工というのは、先ほどのお話の、いわゆる現場打の法枠工法という工法をやりまして、窓のところに固有種、在来種を吹き付けていくということであったり、「五人扶持の松」の所有者の方から、これから 100 年、150 年とこのマツを守っていくのだという強い思いもあったものですから、根の見えるところについては現場打法枠工法

は施工しないこととしました。

松の根の見える部分の対策をしないことで、そこの土砂が危険になるだろうということがありますが、たまたま下の天神町のところに、法尻のところに待受擁壁と落石防護柵がありまして、数立米の土が落ちてきても捕捉できるということを確認しております。

いずれにしましても、自然斜面の問題はこれから多々出てくると思いますが、景観という問題で大事にしなければいけない一方で、安心・安全という問題もそこにありますので、そういうところもきちんと調和しながらやっていこうかなというように思っております。以上です。

（水野会長）　はい。いかがでございましょうか。何か。今、川村委員のお話にありましたように、金沢は斜面の多いところですので、安心・安全と景観。ご意見がございましたらお願いいたします。

（黒川委員）　天神町はこまちなみ保存区域なので、あそこを歩いていると、今写真で見えるような法枠工法が見えます。山の中の工事も一緒の工法ですよね。危険は分かるのですが、もう少し何とかならないものかといつも思っているのです。どうなのでしょうか、もう少し繊細なまちなか向きの工法というものはないのでしょうか。今回はああやって下で待受をされたというのも一つなのでしょうが、上の方の見える部分に関しても、もう少し良い工法はないのでしょうか。

（川村委員）　心配はあるかもしれませんが、窓の部分に固有種、在来種があっという間に生えてきまして、1 年後にはほとんど縦梁も横梁も見えなくなります。ほとんど元の植生に戻るというようにお考えいただければ結構です。

（黒川委員）　そうですか。

（川村委員）　スライドの右側が去年施工したところですが、もう既にあのような状況になっております。基材を吹き付けるときに少し肥料を入れますので、相当生育がいいという状況です。ただ、斜面の安定工法の中では、吹付法枠工は元の斜面の植生に戻せているようなところで、今のところはベストソリューションと考えております。

（黒川委員）　草系は、冬は枯れて見えるということはありませんか。

（川村委員）　右の写真なのですが、あまりそういうことはないですね。

（水野会長）　昔はグリッドでやっても、表面にコンクリートを吹き付けたりしていたのですが、今はそうではないですからね。

（川村委員）　真ん中の窓を吹き付けるというのがあったのですが、それはやはり良くないということで、今は植栽を。植栽でも、外来種を入れるのではなく、土をそのまま吹き付けるという形ですから、土の中に入っている種が出てくるという形です。

（黒川委員）　では、外来のものではなくて、なるべく土地のものでやると。

（川村委員）　そうですね。

（水野会長）　経過観察していきたいと思います。

（川村委員）　はい、ありがとうございます。

（竺委員）　ちょっと質問なのですが、よろしいですか。

（水野会長）　どうぞ。

（竺委員）　竹林の伐採をやっていますね。ところが天神町の写真では、1 年後に竹林が再生してきたと書いてあるのですが、伐採した後、メンテナンスする必要があるのでしょうね。

（川村委員）　所有者や地権者は百人百様でございまして、竹林が嫌という人もいらっしゃれば、ここではゴヨウマツの借景としてこの竹林が欲しいという話をされたのです。も

ともと斜面には竹林がありまして、従って竹林というものを残してくれという話だったのです。斜面を工事するときにちょっと整形しますね。竹林をある程度切るのですが、根がありますと、あっという間に竹林が生えてくるのです。ここの斜面は竹林が欲しいと言われましたので、ちゃんと管理をしてくださいという話で。

（竺委員）　私の質問はそうではなくて、大桑などで伐採しているときに、伐採したままにして後のメンテナンスをしないと、また竹林が再生してしまうのではないかという質問なのです。

（事務局）　大桑の方や御所の方につきましては、今のマツの場所と違いまして、竹林はなくしていきたいという方向ですので、1年目に伐採しましても、2年目は少しタケノコが生えてくるので、それを取る。その次に1年たつと、また小さいタケノコが生えてくるらしいのです。それを3年くらい取れば、竹林は根から腐っていってなくなるということを確認しております。

（水野会長）　はい。斜面緑地保全部会に関してはよろしいでしょうか。
　それでは、建物部会の方に入りたいと思います。黒川先生、どうぞ。補足説明は森先生がおられないので。

（黒川委員）　主に尾張町のマンションですが、ご説明がありましたように、重要文化的景観の範囲の中なわけですよね。今までの景観条例の中では、高さも守られているし、壁面もかなり巨大さを避けるようにやってくださっているのですが、今後のこの地区の整備計画に対しては、私はもう少し一歩踏み込む必要があるかと思っています。一つは、景観の範囲に外れるかもしれませんが、このマンションに入居する人たちに対して駐車場が足りているのかどうかということで、もし足りないとすると、近所の借り上げの必要性が生まれてきて、ますます駐車場化が進むということになりはしないかということもあるのです。ですから、そこまで含めて検討できるかどうかということや、あとは、すぐ後ろが、新町の通りですから、こまちなみですね。それもありますし、現状でも重伝建の東山東からも、二番丁の駄菓子屋さんの通りから見えるのですが、従来の眺望地点よりももう少し範囲を広げて、実際に散策する人たちからどのように見えるかという、ある程度の量的な

景観の価値付けが必要なのではないかと思うのです。高さに対しては、確かに低くできれば申し分ないのでしょうが、そのほかの部分でも、もう少し現状の景観条例を補強できるような整備計画に反映できないかと思うのですが、どなたか答えてくださる方がいればと思います。

（水野会長）　はい。いかがでございましょうか。

（事務局）　今の駐車場に関しては、共同住宅指導要綱の方で必要台数が求められてきます。敷地内で確保できないときに周辺でという方法もあります。なので、そういう状況も鑑みられるケースだとは思います。

もう一つ、周辺からの見え方に関しては、今回のケースは、中の橋からの見え方、それから彦三緑地の前くらいからも一応確認していますし、裏の下新町のこまちの方のラインからも確認はしています。その辺で高さ部分は、隣に太陽生命という大きな建物があるばかりに、現状では見えないのです。ただ、尾張町界隈は高度地区 31m 以下という基準になっているので、そこまで建ってくると、どうしても見える部分が多くなってくると思います。

だから、黒川委員がおっしゃったように、今後の整備計画の中では、今、建物部会から市に対して答申しているように、景観計画という具体的な基準の中もそうですし、高度地区というものも高さ基準としてありますから、そういったいろいろな手法の連携をとって、整備計画の中でガイドラインを示すようにという形で、建物部会から市に対して要望しております。なので、市の内部とすれば、今後、整備計画の中でもう少し具体的な基準につながるような、誘導しやすいようなものを示してほしいというような形になっています。よろしいでしょうか。

（水野会長）　ほかに何かございますか。はい、どうぞ。

（川上委員）　黒川先生が問題提起されたことに関連するのですが、重要文化的な景観を新しい仕組みとして文化庁、国の方で設けられて、金沢市が手を挙げて選定されたということで、具体的な検討内容が進んでいるのですが、これまで景観審議会を含めて金沢市独自のいろいろな景観関連の制度を作ってきた経緯からすると、なかなかなじみにくいとい

う考えを私自身は感じています。城下町時代のものを非常に大切にしていくことは当然で、しっかりやっていかなくてはならないと思いますが、今まで金沢市としては非常に精緻で複雑な仕組みを作ってきているわけです。それがもう一方で、法律に基づいて区域指定されることによって、非常に難しい、なじみにくい構造になっているような気がします。私自身もそのような検討に参加させていただいてはいるのですが、私自身の思いとしては、重要文化的な景観については、基本的にはソフト面、社会的なものにかなり特化した方がいいのではないかと思います。

今の仕組みの中で反映できるものがあれば、仕組みの中で反映していけばいいのですが、別の法律体系という形でどんと二本立てになるような形で動いていくのは非常にまずいというか、金沢市のやってきた努力は何だったのかみたいな話になりかねない。特に重要文化的な景観として今挙げられている区域は、城下町の中心部だったことはあるのですが、やはり地域中心都市としての非常に重要な部分で、特に都市の中心市街地の活性化、再生が同時に大きな課題テーマなので、今のマンション計画などについても、そういうことを考えると、現行制度ではこれがやれる限界なのだと思います。もしこれ以上のことをやるとすると、基本的に規制誘導の範囲を超えているので、金沢市がいろいろな形で補償するなり、権利を買うなりしてやる覚悟でないと駄目だし、それは私はするべきではないというように思います。だから、今いろいろな形でそういうものが動いているのですが、私自身はそんな考えを持っています。少し意見を述べさせていただきました。

（黒川委員）　すみません、よろしいですか。2～3 分で終わります。

ソフト面とおっしゃったので少し申し上げますと、先ほどの駐車場でも建築基準法というのはいわゆる最低限の基準ですね。普通はそれ以上ないとゆったりした生活ができないと思うのです。階段の基準などもそうですね、建築基準法で作ったら非常に急な階段になりますから。ですから、文化的景観のところでも申し上げましたが、今の場合は大手町のシビックプライドのように、そこの人たちが誇りを持って、「自分たちのところは違うのだぞ」ということで、建築基準法よりもはるかに超えるものを造ってくだされば、それが一番いいと思うのです。そうでない場合でも、例えば市が増える分の駐車場を買うということもあり得ると思うのです。もし、マンションの住人の方が 1 台でなく 2 台欲しいというときはお貸しすればいいわけですね。あるいは近隣の住民の方が駐車場に需要があればお貸しすることもできますので、こういうのがいわゆるソフトな施策だと思うのです。私は

そこまで踏み込んで検討できればいいなというように思うのですが。

（川上委員）　駐車場のことについては、私はたまたま市の検討にかかわっているので、少し紹介しますと、現在の附置義務条例は、いろいろな時代的な背景であるのですが、いろいろな問題も有しているわけです。中心部の敷地内にわざわざ駐車場を取らなければならないというような問題もありまして、現在、金沢市では制度の見直しをほぼ決めて進めようとしています。ただ、この物件には間に合わないと思うのですが、遠隔地、敷地内ではなくて一定の範囲内であれば認めるというような仕組みを作ろうとしています。この建設地の区域が該当するかどうかはまだ分からないのですが、そういう仕組みも検討してきていますので、駐車場に関しての危惧は、将来的にこういう事例が出てきた場合には緩和されるのではないかとは思います。

（水野会長）　はい。

（黒川委員）　たまたまこのマンションの地区は重要文化景観に指定された区域の中に入っているわけですが、文化庁がやっていた重要文化景観というのは、今までの文化財保護や文化財の考え方とは少し違っていて、あの中にある歴史的な価値、あるいは美的な価値があるようなもの、あるいはその中にある伝統工芸なども含めて、それを全部総合的に評価して、それを新しいまちづくりで作っていこうという運動体を作っていくような制度だと思うのです。ですから、今の建物の中でも、新町のあの辺も含めて、住民もみんな喜ぶようなまちづくりをどのようにしていくのか。それは、古いものも保存していくのだけれども、一方で新しいものを造っていくわけですが、それをリデザインするわけです。それをやりながら、そこに良好な文化的環境を作っていくというようにやっていくことだと思うので、そうすると、その中での新しいものの作り方の設計基準も、そういう運動の中で変えていかなければいけないのではないかと思うのです。そういう意味で、あれは非常に良いテストケースだと思うので、金沢市の方にも頑張っていただいて、新しい方向性の都市の再生、城下町のコンテクストをやるテストケースにしていただければいいのではないかと思います。ちょっと意見です。

（水野会長）　はい。だんだん討論会みたいになってきましたね。はい、どうぞ。

（事務局）　歴史遺産保存部長の岡田でございます。重要文化的景観は平成 22 年 2 月 22 日に国から選定を受けたということです。文化的景観につきましては、これまでの文化財保護と少し枠組みが違っていて、文化財保護法で規定はするのですが、景観法の中でこれが担保されなければいけないということが一つ入っていまして、その関係で昨年ご審議いただいた景観計画の中に文化的景観も入っているわけです。今いろいろご意見をいただいているのですが、確かに文化的景観は非常に総合的な内容を持っていまして、これまでは農村、漁村、山村という非常に伝統的な生業に基づくところが文化的景観として選定されてきたのですが、今回、金沢が都市部としては全国 2 番目、大規模なものとしては初めてということで、このようないろいろな問題が出てくることは予想していました。今現実に出てきまして、正直、出た瞬間は困ったなと思いましたが、これはどのように今後考えてやるべきなのかということで、来年度から 2 年目に入りますが、重要文化的景観の整備計画というものを作っておりますので、その中で検討した上で、ある程度のものを出す必要がある、そしてそれは、こちらの景観審議会の中の計画部会や建物部会にもお話しした上で、必要があるならば、個人的には景観形成基準としても反映できればというような考えも持っていますが、そうしたご検討も今後お願いしたいというように考えております。またある程度まとまってきましたら、こちらの景観審議会との協議をお願いしたいというように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（水野会長）　はい。よろしいですか。先ほどの「五人扶持の松」の安心・安全との絡みもありますし、ソーラーパネルも今のエネルギーの時代と景観の時代との整合性もありますし、今の文化的景観にしましても、金沢が江戸もあり明治もあり大正もあり昭和もあり平成もありというモザイク模様の歴史的彫塑性の中でいかに共存、共生していくかというところが、この景観審議会の大きな知恵どころではないかと思っています。その意味では慎重にいきたいと思いますが、どんどん意見を出して、知恵を出しながら、何らかの解決を見つけていく必要があるということだろうと思います。ヨーロッパの都市のように一つの時代の一つの価値観でばっと都市ができていればそう難しくはないのでしょうが、いろいろなものがある時代でございます。

それでは、三つの部会の報告についてはよろしいでしょうか。

（4）その他

（水野会長）　それでは最後に、「その他」というところで、伝統的建造物の保存地区の問題についてご説明をお願いします。

（事務局）　歴史建造物整備課でございます。それでは報告させていただきます。

二つの地区の伝統的建造物保存地区の指定についての取り組みでございます。資料はお手元の資料番号4、A3の2枚の資料で説明します。これからは略して伝建地区と言います。

まず一つ目は、卯辰山麓地区でございます。この地区は卯辰山山麓神宮を抱えております。当地区の貴重な歴史的まちなみを後世に受け継いでいくため、伝建地区に指定するための都市計画決定や、保存計画策定に向けた手続きを進めております。順調に進めば、来る4月1日にも決定告示がなされるものと思っております。地区決定後、今年の夏ごろに国へ選定申し出を目指しています。

地区の概要ですが、右側に示しております、赤く縁どりをした22.1ヘクタールの区域です。地区の名称は、金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区が正式な名称です。この地区は、寺院群と歴史的なかかわりが深く、寺社および町家が集積している地区で、地区内には寺社が39件あります。その寺社のほとんどに伝統的な寺社建築物が存在しておりまして、また、寺社以外にも昭和25年以前の建築物、いわゆる町家が200件以上集積しております。この地区を伝建地区に指定しまして、この制度を生かして今後のまちづくりを進めていきたいと思っておりまして、その方針として3点掲げています。「住民の理解と協力のもと、伝統的建造物とその歴史的環境を後世に伝えるとともに、健全な住環境の整備に努めます」。二つ目、「助成措置などを講じながら、建築物等の保存整備を図っていきます」。また、「地区の理解を深めるための施設や防災施設等、必要な施設や環境の整備に努めます」といったことを方針として考えています。

これまでの経緯ですが、平成8年度に、まず保存対策調査を行ったことを皮切りに、文化庁の補助も頂戴しながら調査を進め、また平成19年度には地元でまちづくり協議会も発足しております。この協議会と協働しながら住民の方々と意見交換などを進め、今は最終的ないろいろな手続きを進めているところです。

地区の中には、所有者の同意を得て、伝統的建造物に特定した物件があります。伝統建造物とは、ここでは昭和25年以前に建築された伝統的な様式を持つ建築物等を対象として

おりまして、特定したものにつきましては、例えば建築物については201件、その中には寺社の建築物、山門や本堂等が80件、寺社以外の町家等については121件、合わせて201件の建築物を伝統的建造物として特定しております。その他、石積、石段などの工作物や、庭園・水路などの土地や自然物（環境物件）などを特定しております。

今後の予定ですが、本日、別の場所で教育委員会定例会議が開催されまして、ここでこの地区の保存計画を定めることについて、議案として提出されています。無事、議決がされたということですので、4月1日には地区の都市計画決定および教育委員会決定告示による保存計画がそれぞれ決定告示となることになりました。こういったことを踏まえて国の選定も受け、今後、国や県の支援も得て伝建制度を生かしたまちづくりを推進していきたいと考えています。以上が卯辰山麓地区です。

もう一枚、おめくりください。続きまして、寺町台地区です。寺町台地区についても同様に伝建地区の指定を目指しています。この地区のこれまでのまちなみ保存の主な取り組みですが、昭和43年に伝統環境保存区域に指定をしたことを皮切りに、平成11年には地区の中でこまちなみ保存区域を指定、あるいは平成14年に寺社風景保全区域を指定するなど、まちなみ保存に取り組んでまいりました。地元では、平成6年に鐘音愛好会、鐘を毎週土曜日に鳴らすという愛好会が発足し、また平成19年には寺町台まちづくり協議会が地元の方々により発足されています。そして、平成20年度から平成22年度末にかけまして、寺町台地区伝統的建造物群保存対策調査、地区の指定に向けて文化庁からも補助を受けた調査が今年度末に終了します。そういった成果を踏まえて、今年3月2日には寺町台地区保存対策検討会議というものを設置しまして、第1回目の会議を開催し、保存地区指定に向けた検討を開始したところです。

右側にお示ししてある図面ですが、これは伝建地区の範囲ではなく、今回調査をした対象の区域を赤い区域で示しております。この区域は寺社風景保全条例で定めた寺町寺院群区域で、面積は62.8ヘクタールと非常に広い範囲です。野町校下、弥生校下、中村町校下、泉野校下にまたがる区域です。この地区の中には、青線で示しましたこまちなみ保存区域、旧蛤坂・泉寺町区域が含まれているところです。この地区につきましても、卯辰山麓と同様、寺院群を抱える地区であるため、まちづくりの方針としては、同様な三つの柱を掲げておりますが、これは現時点では案でありまして、今後保存計画を策定する中で具体的に検討していきたいと思っています。

最後に、今後の予定ですが、寺町台地区につきましても、保存対策調査の結果を基に、

今後、学識者と地元代表者から成る寺町台地区の保存対策検討会議に諮りながら、伝建地区の範囲や保存計画の内容について検討を進めていきたいと思っています。伝建地区の範囲については、調査対象地区の中で、より伝統的建造物群が集積している保存すべき地区を、絞り込んでいくことを想定しています。そして、地元のまちづくり協議会とも協働し、地区の住民の方々と意見を交わしながら合意形成を図りたいと思っています。そして、地区の都市計画決定に必要な関連手続きを進めながら、来年、平成24年春に地区決定を目指しているところです。以上です。

（水野会長）　はい。二つの伝建地区の指定への動きについてご報告がございました。何か質問、ご意見等はございますか。

私は予想していたよりずっと広い範囲で、大変驚いていますが。

特にないようでしたら、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いします。これは大変ですね。

それでは、本日予定した議題はこれですべて終了いたしました。せっかくの機会ですから、何か特にございましたら、どうぞ。

（事務局）　先ほど審議案件のところでご指摘を受けました、旧多賀家の所在地の件ですが、再度確認したところ、兼六元町で間違いございませんので、ご報告いたします。

（水野会長）　ほかに何かございませんか。ないようでしたら、本日の審議はこのあたりで終わらせていただきます。いろいろご協力ありがとうございました。

5. 閉会